

岐阜県公報

第 二 千 九 百 号

平成二十九年十一月二十四日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(高 齢 福 祉 課) 六八三

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例の施行期日を定める規則

(航 空 宇 宙 産 業 課) 六八五

告 示

有害興行の指定
道路の区域変更
道路の供用開始

(私 学 振 興 ・ 青 少 年 課) 六八五
(道 路 維 持 課) 六八五
(同) 六八六

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
土地改良区役員の内任及び就任

(商 業 ・ 金 融 課) 六八六
(可 茂 農 林 事 務 所) 六八七

規 則

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十三年岐阜県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第2条関係)

基金事業交付金所要額計算書

(単位 円)

保険料収納必要額 A	基金事業対象比率 B	予定保険料収納額 (A×B) C			
収納済保険料総額 D	基金事業対象比率 B	実績保険料収納額 (D×B) E	基金事業対象繰入額 F	交付対象額 (C-(E+F))/2 G	

保険料収納必要額 A	基金事業対象比率 B	第1号被保険者数等の区分に 応じて厚生労働省令で定める率 H
---------------	---------------	--------------------------------------

保険料収納下限額 (A×B×H) I	交付対象額 (C-I)/2 J
--------------------------	-----------------------

基金事業対象費用額 K	基金事業対象収入額 L	交付対象額 (K-L)/2 M
----------------	----------------	-----------------------

交付限度額 (G、J、Mのうちいずれか少ない額)

- (注) 1 当該計画期間の数値を記入すること。
2 J欄は、E+F<Iの場合のみ記入すること。

別記第七号様式を次のように定める。

第7号様式 (第3条関係)

基金事業貸付金所要額計算書

(単位 円)

保険料収納下限額 A	実績保険料収納額 B	基金事業対象繰入額 C	D = A - (B + C)
基金事業対象費用額 E	基金事業対象収入額 F	基金事業借入金 G	基金事業交付金 H

$I = E - F - (G + H)$

A ≤ B + Cの場合は次の算式①により、A > B + Cの場合は算式②により算定すること。

算式① (A ≤ B + Cの場合)

貸付限度額 (I × 1.1)	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)
--------------------	----------------------

算式② (A > B + Cの場合)

J = I - D	貸付限度額 (J × 1.1)	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)
-----------	--------------------	----------------------

(注) 当該計画期間の数値を記入すること。

附 則

1Jの規則は、公布の日から施行する。

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例の施行期日を定める規則

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例（平成二十九年岐阜県条例第三十号）の施行期日は、平成三十年三月二十四日とする。

告示 二

岐阜県告示第五百二十五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	肉体販売 濡れて飲む	オービー映画	オービー映画
映画	人妻ドラゴン 何度モ昇天拳	オービー映画	オービー映画
映画	まぶしい情愛 抜かないで...	オービー映画	オービー映画
映画	二人の巨乳妻 美和と茜	オービー映画	オービー映画
映画	ヤリ頂女子大生 強がりな乳房	オービー映画	オービー映画
映画	吉沢明歩のSEX一本勝負 いっぱい突いて！	新東宝映画	新東宝映画

2 指定日

平成29年11月24日

3 指定理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	百五十八号	高山市新宮町八一五番地先から同市同町二〇五番地先まで	二・七 一四・九	二・七 一六・六	九・六	九・六	

岐阜県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
道の種類	路線名	区	間	別後	変更	別後	変更	ル(メートル)	延長	ル(メートル)	備考		
中元線	中之元線	揖斐郡大野町大字野字山海道二〇八番地先から	同郡同町大字同字広坂三三二六番一	後	前	七・六	七・六	一〇・四	一〇・四	一九〇〇			

岐阜県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		延長		供用開始		備考	
道の種類	路線名	区	間	ル(メートル)	延長	の期日	決定又は変更の告示年月日	の期日	決定又は変更の告示年月日	の期日	決定又は変更の告示年月日
養老線	養老線	養老郡養老町飯ノ木字山道津屋川左岸堤防敷地先(二二七番)から	同郡同町同字同二五七番地先まで	二五・三	二五・三	平成二九・二・二四	平成二九・二・二四	平成二九・二・二四	平成二九・二・二四	平成二九・二・二四	平成二九・二・二四

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年十一月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成二十九年十一月十日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社コスモス薬品
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス竹鼻店
羽島市竹鼻町狐穴二二四八 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十年七月十一日
- 五 店舗面積
一、七〇八平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
六八台
- 七 荷さばき施設の面積
三二二平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年十一月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十一月十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー下恵土店

可児市下恵土字野林三二〇八番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年七月十一日

五 店舗面積

三、二二九平方メートル

六 駐車場の収容台数

一九〇台

七 荷さばき施設の面積

二四〇平方メートル

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

定により公示する。

平成二十九年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・九・一三	理事	清水 幸夫	美濃加茂市太田町 二八九一番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・九・一三	同	間 宮 正	加茂野町稲辺一六三番地一の三
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・九・一三	同	杉 山 庄 八	下米田町則光三九三番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・九・一三	同	兼 松 修	加茂郡坂祝町黒岩 九四六番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・九・一三	同	足 立 正 敏	富加町夕田 五八六番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	理事	加 納 正 俊	美濃加茂市下米田町西脇二二〇七番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	同	井 上 正 秋	伊深町 二五四二番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	同	藤 吉 昭 彦	加茂野町加茂野四七五番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	同	小 島 順 三	加茂郡坂祝町勝山 三三九番地一
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	同	板 津 敏 彦	富加町滝田 一一二〇〇番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	同	加 藤 茂 則	川辺町比久見 四五番地二
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	同	平 岡 強 兵	川辺町石神 九四四番地
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二九・一〇・一七	監事	小 栗 精 作	川辺町比久見一三九七番地一

